

事案調書(戦略会議)

審議日 令和5年11月1日

案件名	障害者施策の見直し及び転換について							
所管	健康福祉	局	地域包括ケア推進	部	地域包括ケア推進	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	(1) 障害者施策の持続可能性の確保 (2) 障害の社会モデルに基づく社会整備 (3) 社会状況の変化に応じた施策の実施						
	効果測定指標				施策番号			
		R5	R6	R7	R8	R9		
	事業効果 年度目標	/						

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	(1) 事業の廃止及び縮小について ・市重度障害者等福祉手当の廃止 ・重度障害者医療費助成制度における年齢制限及び所得制限の導入 (2) 事業の開始及び拡充について ・令和6年度実施事業(26事業)の実施の是非 ・令和7年度以降に実施予定の事業に係る財源の確保
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	原案を一部修正し、承認する。

事案概要	
障害者施策の見直しを実施し、従来型の個別給付から福祉の基盤整備へと施策の転換を図ることで、障害者施策の持続可能性の確保、障害の社会モデルに基づく社会整備及び社会状況の変化に応じた施策の実施を行う。 (1) 事業縮小等の内容 市重度障害者等福祉手当の廃止 重度障害者医療費助成制度における所得制限及び年齢制限の導入 (2) 新規拡充事業の内容 福祉の基盤整備等に係る事業55事業(既に意思決定済のものを含む。)	

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施 内容	庁内調整及び意思決定	庁内調整及び意思決定(R7分)		庁内調整及び意思決定(R8分)	同左			
	団体等との意見交換	団体等との意見交換						
	議会説明(民生部会)及び条例改正	改正条例の施行(事業の廃止及び縮小) R6.10.1施行以後段階的に縮小						
		新規事業の開始(令和6年度以後順次開始)						

○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)		97,798	1,502,299	896,274	1,138,944	1,377,181	1,377,181	1,377,181
うち任意分		97,798	1,502,299	896,274	1,138,944	1,377,181	1,377,181	1,377,181
特財								
国、県支出金		67,616	869,185	132,048	132,063	289,160	289,160	289,160
地方債			332,846	126,000	99,000	179,831	179,831	179,831
その他		1,236	2,019	2,121	2,226	2,327	2,327	2,327
一般財源		28,946	298,249	636,105	905,655	905,863	905,863	905,863
うち任意分		28,946	298,249	636,105	905,655	905,863	905,863	905,863
捻出する財源 2			54,000	812,000	1,266,000	1,708,000	1,759,000	1,804,000
一般財源拠出見込額		28,946	244,249	175,895	360,345	802,137	853,137	898,137
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要		<ul style="list-style-type: none"> 市重度障害者等福祉手当の廃止 重度障害者医療費助成の年齢制限及び所得制限の導入 						

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	0	3	6	6	6	6	6
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	3	3	3
必要な人工	C=A-B	0	3	6	6	3	3	3

新規拡充事業の実施に当たっては、人事・給与課への要求を継続しつつ、ICT等の活用その他の局内捻出人工等によって取り組む。

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 持続可能な開発目標	2 気候変動	3 持続可能な健康	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー	8 働きがい、経済成長、雇用	9 持続可能な産業とイノベーション
	○		○	○					○
	○	○							○

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和6年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント		なし		時期		議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
部内計画連絡調整会議WG	地域包括ケア推進部内において取組内容の検討(R4.4~)
社会保障施策等検討部会(庁内会議)	取組状況の報告(R5.5~)
障害者団体等との意見交換	具体的な取組内容に係る意見交換(R5.8~) (重度障害者等福祉手当の見直しの必要性についてはH30~)
市障害者施策連絡協議会委員	委員からの意見聴取(R5.8~)
市地域保健医療審議会委員	委員からの意見聴取(R5.8~)

備考	

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (10/18)</p>	<p>【意思決定について】 (総務法制課長) 今回の庁議の位置付けについて、中身については行財政構造改革の社会保障施策等検討部会で進められており、意思決定のプロセスとして、今ここで諮られているということでしょうか。 (政策課長) そのとおりである。 (総務法制課長) 廃止縮小は二つであるが、新規拡充のメニューがかなり多い。令和7年度以降も含め、別で庁議に諮ることはないのか。 (健康福祉総務室長) 令和7年度以降の事業については、障害者団体等との意見交換を引き続き行いながら、別に庁議に諮る予定である。今回は、令和6年度については、事業レベルで決定をいただき、令和7年度以降については財源を確保させていただきたいという提案である。</p> <p>【議会説明について】 ○(総務法制課長) 部会の説明資料は2ページ程となるが、どのように考えているか。廃止事業については、3月に条例が出るため説明すると思われるが、新規事業について、令和6年度事業は説明するとして、令和7年度事業の出し方はどうか。 (健康福祉総務室長) 障害者団体とは、事業例として出している状況で、今後も意見交換をして中身を詰めていく。令和7年度以降の一覧については、検討段階の新規事業、拡充事業例であり、必要経費は現時点での試算値である。 (地域包括ケア推進課長) 削減するのと同規模の事業費を確保することで、障害のある方たちの理解を得たいという意図がある。 (健康福祉総務室長) 一般財源としては、特定財源を見込む中で8億円の効果額を考えている。 (総務法制課長) 部会資料については別途調整させていただきたい。</p> <p>【対象者への影響について】 ○(人事・給与課長) 重度障害者医療費助成について、今回の見直しで所得制限と年齢制限を設けるということであるが、1万6,000人程の対象者のうち、所得制限により受給できなくなる人はどれくらいいるのか。 (高齢・障害者支援課長) 約400人、割合では約2%である。年齢制限による影響も約400人である。 (地域包括ケア推進課長) 事業費の削減額としては市重度障害者等福祉手当と比較して少ないが、対象から外れる人にとっては影響がかなり大きい。現在、重度障害者医療費助成により自己負担分全額が助成されているが、例えば月8万以上の負担になる人もいる。令和8年の10月までを周知期間とし、その間に家計の変更を検討してもらうなど、準備期間としてもらえるよう、慎重に実施したいと考えている。</p> <p>【団体との調整について】 (経営監理課長) 事業費の伸び率のグラフを見ると、へこんでいるところがあり、これまでも見直しをしてきた経過が見て取れるが、ここまで大きな見直し、対象者への影響が大きいものは初めてか。団体との調整状況はどうか。 (地域包括ケア推進課長) 一部の精神障害関係の団体からは反対意見がほとんどである。精神障害のある人は、働きたくても働けなかったり、働いても安定して働けなかったりと、所得が少ない層が多く、半年に1回支給される中で、例えば、冠婚葬祭費であるとか、メインの生活費ではないが、臨時的な支出に充てている状況がある中で、これがなくなると困ってしまうという話である。 激変緩和の部分については、当初、現在提示している期間よりも短いものを提示していたが、そういった話を聞いた中で変更している。 今後、法改正により障害者雇用率を引き上げる流れもある中で、週20時間以下の就労機会の確保など、より働きやすくなるような就労支援等の新規拡充で実施していくことで理解を得たいと考えている。</p> <p>【予算について】 ○(財政課長) 事業費について、令和6年度は削減より拡充の方が大きくなっており、例えば、この令和6年度の26事業を一部令和7年度から実施するなど、予算査定の中で調整させていただく可能性がある。 ○(地域包括ケア推進課長) 令和6年度事業については、施設の老朽化対策の改修費補助の部分が大きいので、そういった対応ができるか、別途調整させていただきたい。</p> <p>原案のとおり上部会議に付議する。</p>
--	--

決定会議の

主な議論
(10/26)

【所得制限について】

○(財政局長)今回、重度障害者医療費助成に所得制限を設定することだが、他にも所得制限を設定していない事業はあるのか。

(高齢・障害者支援課長)タクシー券のほか一部所得制限がないものがある。

(財政局長)将来的に、そういった事業を見直していく想定はあるか。

(地域包括ケア推進課長)タクシー券についても検討したが、移動支援の充実といった動きがある中で今回は見送った経過がある。

(財政局長)なぜ今回この事業だけ所得制限を設定したのか、理由を説明できるようにする必要がある。

【特定財源の確保について】

○(財政局長)相談支援の基盤について、他に比べて特定財源が少ないが充てられるものがないのか。

(地域包括ケア推進課長)基本的に人員体制の部分になるので、補助メニューがない状況である。

(財政局長)市単独事業を見直すという考えの中では、特定財源の取れる事業を優先し、市単独事業を新規で実施する場合には、事業費を少し落としたような形で実施するという姿勢が必要と考える。

(総務局長)例えば、相談支援窓口の拡充事業である相談支援キーステーションの運営経費は、国の補助対象だと思われるが、国の補助金総額は増えないため、結果的に3分の1も補助金が出ていない状況となる。完全な市単独事業はそう多くはないと思われる。

【対象者への案内について】

○(総務局長)対象者に個別案内を行うとあるが、現在所得制限を設けていない重度障害者医療費助成については、どのように案内するのか。

(高齢・障害者支援課長)影響を受ける者だけでなく、全受給者に案内することを想定している。

【障害福祉サービスの質の確保について】

○(総務局長)障害の事業所の不正受給が騒がれている中で、実地指導體制を強化していくことが盛り込まれているが、国が求める頻度で実施するための予算を確保できているのか。

(福祉基盤課長)現状できていないが、委託件数を増やす、会計年度任用職員を採用するといったことにより対応していきたい。

(総務局長)質の担保や不正受給をさせないためにも、国の求める体制を整えていただきたい。

【障害児者介護給付費等について】

○(財政担当部長)障害児者介護給付費等については、令和6年度の国の報酬改定を見ながら見直しを実施するものと思うが、障害者団体には説明しているのか。

(地域包括ケア推進課長)加算の見直しについては、法の報酬改定に対応した見直しにより、適切な加算とする必要がある。これは定期的に行われているが、来年度がそのタイミングに当たる。主に事業所との関係になり、また、現状具体的なものも決まっていないことから、今回の意見交換の中では障害者団体には特段説明はしていない。

(総務局長)新たな見直しでなく、今までも実施してきたことがわかるような表記にすると良い。

(財政担当部長)社会保障施策の見直しの実施プログラムの中に、この部分が含まれていないが、こういった整理となるのか。

(政策課副主幹)市単独加算については、ベースとなる国の基準があり、そこが動けば当然に変わるという考え方なので、スクラップアンドビルドの考え方とは違う視点になる。また、国庫負担基準の超過については、スクラップアンドビルドの見直しという観点で含めることは可能であるが、効果額を現時点で積算することは難しく、実施プログラムにおいては効果額を一つの軸にしている中では、含めない方が良いという判断があったが、指摘を踏まえて対応する。

【新規拡充事業について】

○(総合政策・少子化対策担当部長)新規事業の内容は関係団体にどの程度説明をしているのか。

(地域包括ケア推進課長)一覧表で概要を示しているが、元々障害者団体から挙げられている要望について、財源等の問題により、実施ができていなかったものから、実現可能性が高いものを取り上げている。個別の細かな要望はあるものの、内容については理解いただいていると考えている。

【ICTの活用について】

○(市長公室長)ICTを活用した新たな取組とあるが、具体的にどのようなものか。

(地域包括ケア推進課主査)障害者施策関連制度を案内する際に、今は主に福祉のしおりという冊子を使用しているが、例えば公式LINEを使用し、自分の障害種別を入力すると、受けられるサービスが案内されるといったものを想定している。

(市長公室長)新たなサービスというよりは、既存のインフラで対応したいと考えているのか。読み上げアプリを導入する場合は大幅に費用が掛かるが、どのように考えているか。

(地域包括ケア推進課主査)公式LINEでの導入が困難な場合には、他のアプリの活用も検討しているが、見積もりでは初期費用及び年間のランニングコストもそれぞれ1,000万以下で可能と見込んでいる。

(財政局長)その費用も事業費総額5億3,000万に含まれているということで良いか。

(地域包括ケア推進課主査)そのとおりである。

原案を一部修正し、上部会議に付議する。

障害者施策の見直し及び転換について

- 1 本市の状況
- 2 見直し及び転換の必要性
- 3 見直し及び転換の検討
- 4 見直し及び転換の内容
- 5 スケジュール

令和5年11月1日 戦略会議資料
地域包括ケア推進部

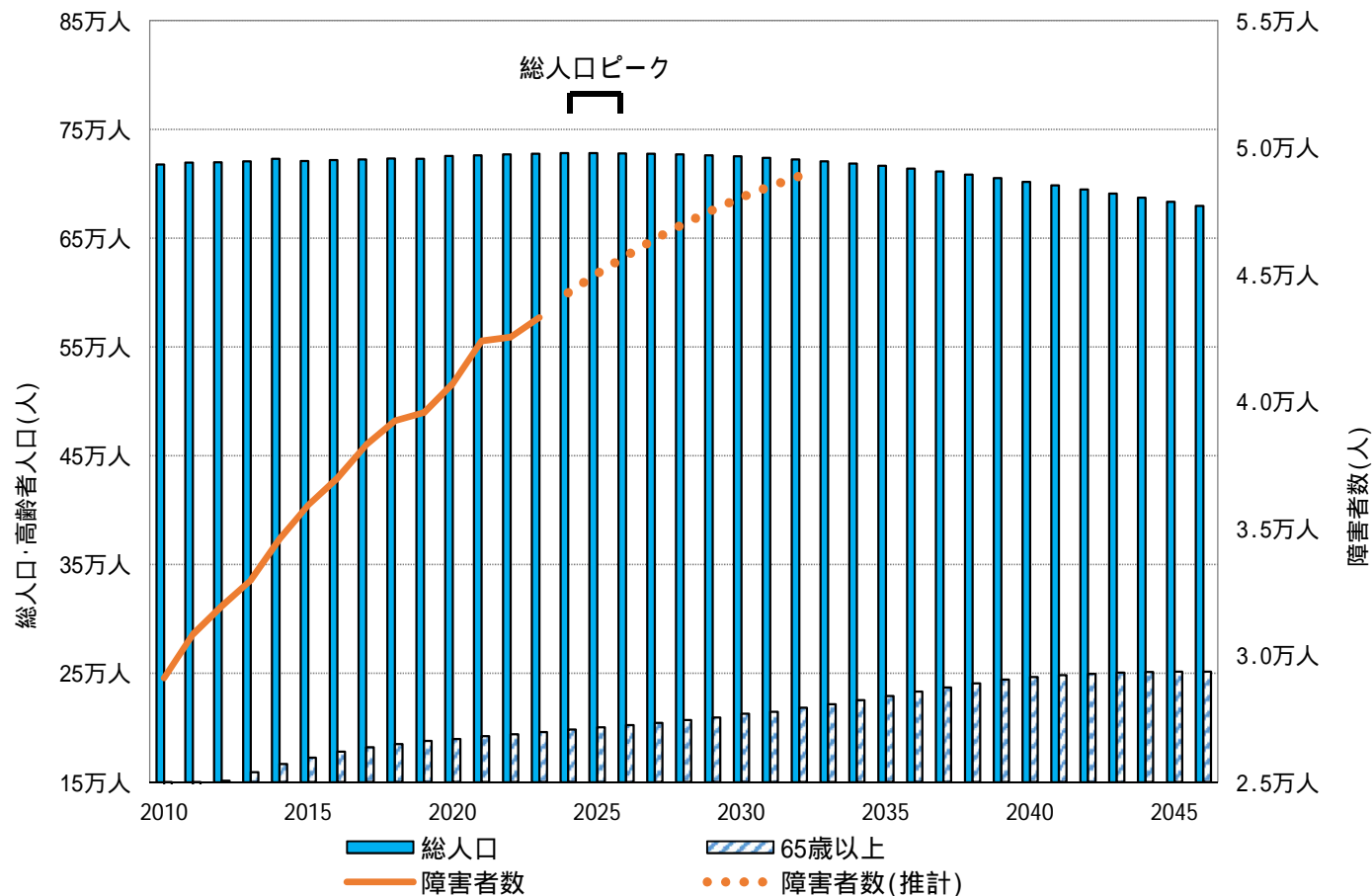
総人口等と障害者数の推移

令和7年に総人口ピーク
を迎えた後
約20年間高齢者人口は増加

障害者数も同様に
増加していくことが
見込まれる。

令和5年4月1日時点の障害者数

身体障害者	19,546人
知的障害者	6,810人
精神障害者	17,067人
障害者数(合計)	43,423人

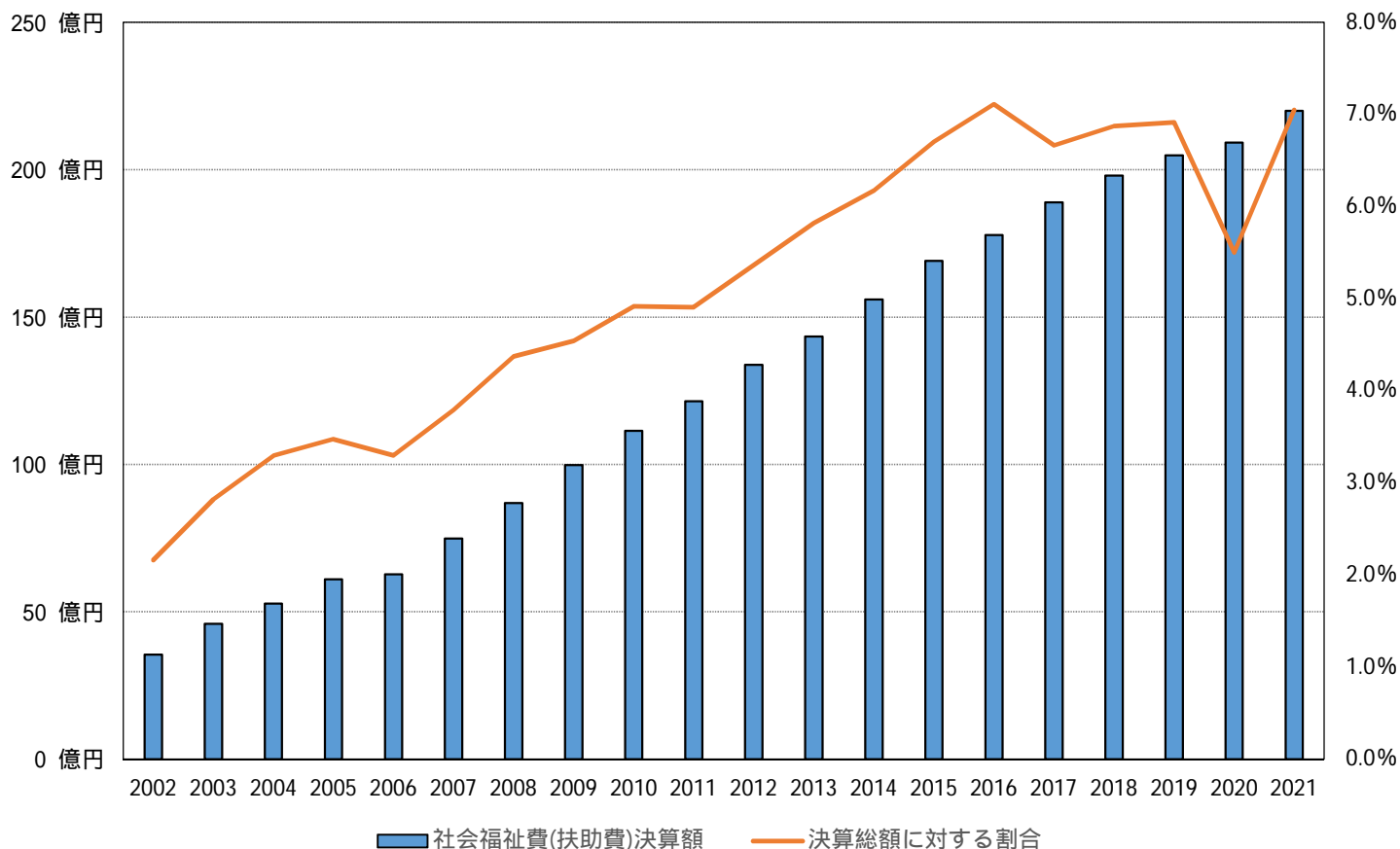


- 1 総人口及び高齢者人口については、2020年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計(令和4年相模原市)の中位ケース推計
- 2 障害者数(推計)については、過去10年の障害者数の推移から想定値を算出

社会福祉費(扶助費)決算額の推移等

過去20年で
社会福祉費(扶助費)の
決算額は6倍以上に増加

決算総額に
対する割合も
増加を続け
3倍以上となっている。



- 1 地方財政状況調査結果(総務省)から作成
- 2 社会福祉費とは、総務省の決算統計上の分類であり、本市の予算科目上の社会福祉費とは異なる。なお、令和3年度決算額のうち、市民税非課税世帯等臨時特別給付金事業(約55億円)は、障害者施策に係る扶助費の経年変化をみるため控除しており、控除した残りの経費の98%以上が障害関係経費である。
- 3 令和2年度決算額における割合の低下は特別定額給付金事業(約725億)等による決算総額の増加による。

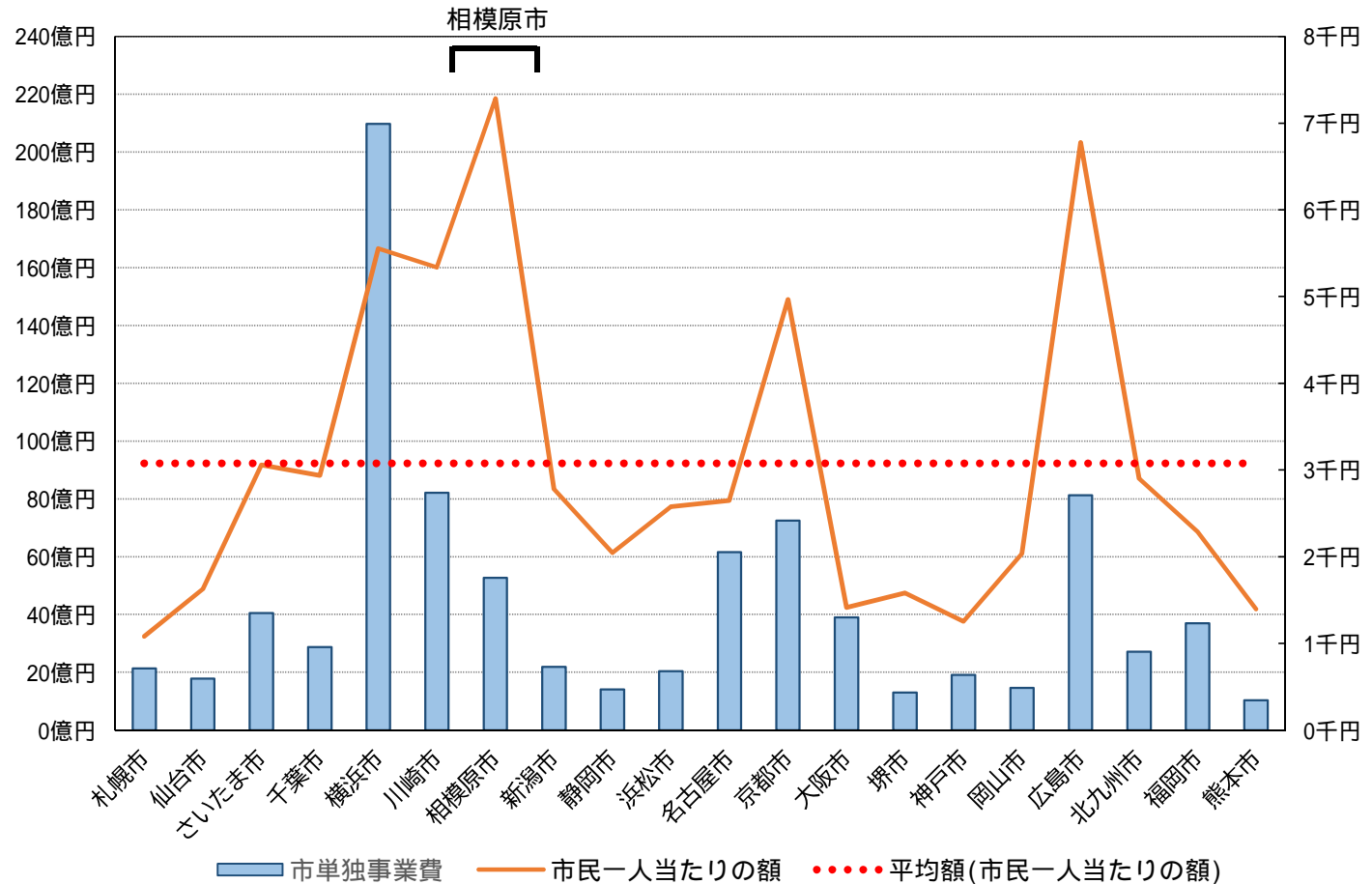
1 本市の状況

他の指定都市との比較

社会福祉費(扶助費)のうち、市単独事業の決算額(一般財源)で比較すると

本市は、人口一人当たりの額が最も高く指定都市平均の**2倍以上**となっている。

仮に指定都市平均の水準にするには**約30億**の、横浜市及び川崎市の水準にするには**約14億**の減額が必要な計算になる。



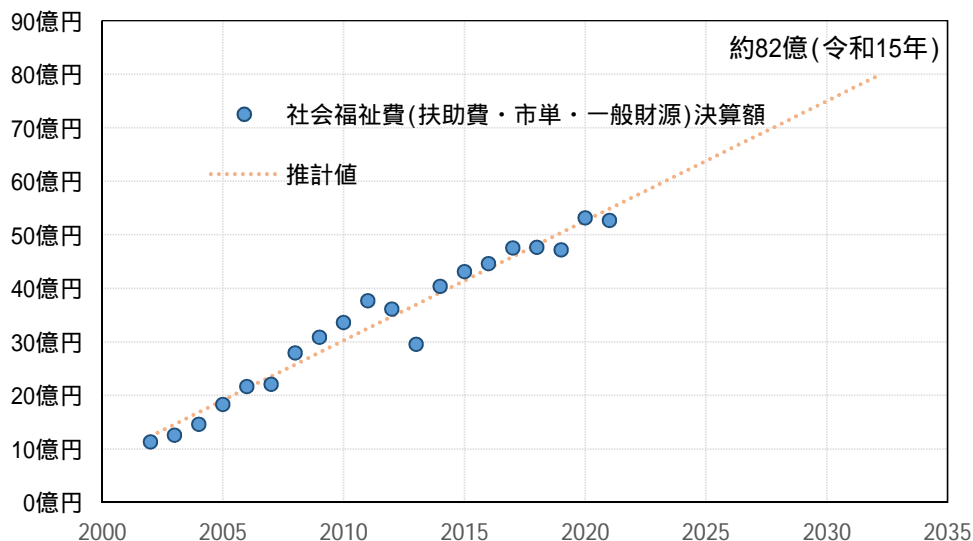
地方財政状況調査結果(総務省)(令和3年度決算版)及び本市決算額から作成

1 本市の状況

社会福祉費における市単独事業(扶助費・一般財源)の決算額の推移、内訳等

本市の社会福祉費における市単独事業(扶助費・一般財源)の決算額について

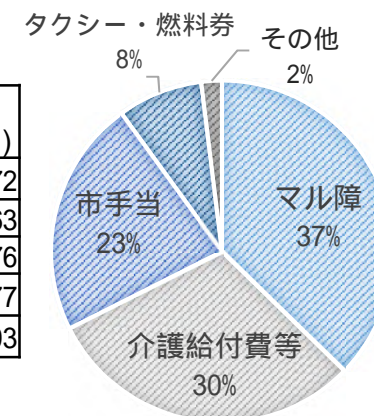
増加傾向が続いており
今後も同様に続いた場合
令和15年には約82億となり
令和3年度決算の1.5倍以上
となる見込みである。



本決算額は、右の内訳表の3事業に掛かる経費がその90%を占めている。

内訳表

事業名	令和3年度決算額(千円) (扶助費・市単・一般財源)
重度障害者医療費助成(マル障)	1,925,172
障害児者介護給付費等(介護給付費等)	1,606,263
市重度障害者等福祉手当(市手当)	1,190,976
福祉タクシー利用料助成等(タクシー・燃料券)	426,877
その他	103,293



2 見直し及び転換の必要性

市単独事業の事業費の9割を占める3事業のうち、2事業は対象者の増加に伴って経費が増加する従来からの個別給付施策であり、本格的な人口減少を迎える中、このまま継続すると、新規の事業はおろか既存の事業を継続することも困難な状態となることが見込まれる。

また、医療技術の進展に伴って増加する医療的ケア児者への支援ニーズへの対応や、8050問題等の複合化・複雑化した課題への対応、ICTを活用した新たな取組等、社会状況の変化に対応した障害者施策を実施する必要がある。

障害者施策の見直しについては、これまでも絶え間なく取り組んできたが、人口減少を目前に控えた中、**共生社会の実現に向けた取組を後退させることなく進めるため**、より抜本的な見直しを行い、**施策の手法を変化(転換)させていく必要**がある。

(転換によって図る効果)

・ 障害者施策の持続可能性の確保 ・ 障害の「社会モデル」に基づく社会整備 ・ 社会状況の変化に応じた施策の実施

(施策の転換の考え方)

・ 限られた対象者への給付
・ 対象者の増加に比例して経費が増加する施策
・ 社会状況が変化する前の施策

より広い範囲の対象者の支援に繋がる施策
一定の経費である程度柔軟な対応ができる施策
現在の社会状況に対応した施策

個別給付から**福祉の基盤整備**へと施策を転換するとともに、社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応を行う。なお、転換に当たっては、全ての個別給付を転換するのではなく、現在の社会状況に応じた適切なバランスを図る。

障害の「社会モデル」

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。従来は、「障害」は、心身の機能の障害のみに起因するものとする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものであった。この「社会モデル」の考え方は障害者の権利に関する条約で採用され、日本ではこれを2014年に批准している。

3 見直し及び転換の検討

(1) 障害者施策全体の検討

既存の障害者施策を 12の施策に分類	(1) 現金給付制度 (2) 移動支援 (3) 相談支援 (4) 障害福祉サービス	(5) 生活支援 (6) 社会参加支援 (7) 理解促進 (8) 医療に係る支援	(9) 施設運営 (10) 福祉人材の育成 (11) 意思疎通支援 (12) 精神障害者に対する支援
-----------------------	--	---	---

分類ごとの分析	(1) 国の動向その他の社会状況の変化に即したものが。 (2) 対応すべき要望等はないか。 (3) 事務執行上の課題はないか。 (4) 他市水準と比較して理由なく逸脱したものはないか。
---------	---

次の視点に基づき、施策ごとに取組内容を検討

- ・ 障害者施策の持続可能性の確保及び障害の社会モデルを踏まえた社会整備
- ・ 社会の変化に伴う障害児及び障害者のニーズへのきめ細かな対応

福祉の基盤整備のための新たに検討すべき事業例を作成して取組の方向性ごとに整理

福祉の 基盤整備	相談支援の基盤	(取組の方向性)
	支援を必要とする人が必要な支援を受けられる体制の強化	・ 相談支援の拡充・アウトリーチの強化 ・ 情報アクセシビリティの向上
	福祉サービスの基盤	(取組の方向性)
	支援の質、利便性の向上等の社会資源の強化	・ 障害福祉サービスの質の向上・福祉人材の確保 ・ 施設の整備
	地域生活の基盤	(取組の方向性)
	地域で安心して生活するための地域づくりに向けた取組の推進	・ 理解促進・差別解消・地域生活の支援
社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応		(取組の方向性)
医療的ケア児者への支援ニーズへの対応や、8050問題等の複合化、複雑化した課題への対応、ICTを活用した新たな取組等、社会状況の変化に対応した障害者施策を実施します。		・ 医療的ケア児者等に係る支援 ・ 若年性認知症に係る支援 ・ その他のニーズに応じた支援

3 見直し及び転換の検討

(2) 障害者団体等との意見交換

(1)の障害者施策全体の検討、過去の関係団体との意見交換経過等を踏まえて、新規拡充事業例及び廃止縮小事業案を作成し、関係団体等との意見交換を実施

年月日	対象
令和5年 8月23日(水)	意見交換会(市内障害者団体14団体)
9月6日(水)	個別意見交換(身体障害関係)
9月13日(水)	意見交換会(市内障害者団体13団体)
9月15日(金)	市障害者施策推進協議会(附属機関)委員
9月17日(日)	個別意見交換(精神障害関係)
9月20日(水)	市障害者自立支援協議会委員、市事業所協会構成員
10月2日(月)	市地域保健医療審議会(附属機関)委員
10月14日(土)	個別意見交換(精神障害関係)
10月23日(月)	意見交換会(市内障害者団体12団体)
10月29日(日)	個別意見交換(身体障害関係)

主な意見

新規拡充関係	個別の新規拡充事業例ごとに賛成、更なる拡充等の意見(各障害者団体)
縮小関係	<p>【市重度障害者等福祉手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者にとって重要な収入源であり、廃止には反対(精神障害関係団体)(同団体会員等から同様の趣旨に基づく意見多数(別紙1のとおり)) ・半額での支給継続を望むが、廃止せざるを得ない場合は丁寧なサポートを求める。(精神障害関係団体) ・廃止による障害者への影響を懸念(附属機関委員) <p>【重度障害者医療費助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得制限について、既存受給者への影響が大きいこと等から導入には反対(身体障害関係団体) ・所得制限について、既存受給者への激変の影響を緩和すべき。(附属機関委員) <p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止縮小の影響を受ける者へのサポート体制が重要(附属機関委員) ・他の地域と大きく差があるようなことなく、適切なバランスで社会保障施策を行っていくことが必要(附属機関委員)

4 見直し及び転換の内容

(1) 今後実施していくべき施策

福祉の基盤整備及び社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応のための事業として、別紙2の新規拡充事業案及び新規拡充事業例のとおり実施し、又は実施に向けた検討を行うこととする。なお、令和7年度以降の必要経費は現時点の試算のものであるが、本件意思決定をもって財源を確保した上で、障害者団体等との意見交換及び検討を継続して行い、実施すべき事業内容を検討していく。

ア 福祉の基盤整備の概要

相談支援の基盤 【538,165千円(一般財源 504,137千円)】 括弧内の経費は令和9年度時点の試算額。以下同じ。 支援を必要とする人が必要な支援を受けられるようにするための体制強化	
相談支援窓口の拡充	中央障害者相談支援キーテーションの設置 就労援助センターの各区への設置(R7以降) 等
アウトリーチの強化	包括的相談支援体制における自立支援相談窓口の強化 相談支援包括化推進員等の多機関連携によるアウトリーチ機能の強化
情報アクセシビリティの強化	ICTを活用した申請手続等の利便性向上 遠隔手話通訳サービスの本格実施 等
福祉サービスの基盤 【554,743千円(一般財源 121,938千円)】 障害福祉サービスの質、利便性の向上や、人材の確保など、支援のための社会資源の充実にに向けた取組	
障害福祉サービスの質等の向上	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施(R7以降) 夕方以降の利用サービスに係る地域生活支援事業の整理及び見直し等
福祉人材の確保	土日休日における措置診察を行う指定医の確保拡大 障害福祉サービス等職員のキャリアアップのための補助 等
施設の整備	障害者支援施設の老朽化対策に係る改修費の補助 医療的ケア者等に係る医療型短期入所施設の拡充(R7以降) 等
地域生活の基盤 【60,231千円(一般財源 58,746千円)】 障害者が地域で安心して生活するための地域づくりに向けた取組	
理解促進・差別解消	共生社会推進サポーター認定事業 ヘルプマーク及びヘルプカードの普及促進 等
地域生活の支援	救急搬送時の手話通訳者派遣 障害者の身体機能・生活能力の維持・向上に関する事業の実施 等

イ 社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応の概要

社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応 【224,042千円(一般財源 221,042千円)】	
医療的ケア児者等に係る支援	人工呼吸器等を利用する医療的ケア児者の非常用電源に係る補助 医療的ケア児等コーディネーターの中央区への設置
若年性認知症に係る支援	若年性認知症に係る相談支援体制の整備等の認知症施策の充実
その他のニーズに応じた支援	通学を対象とした移動支援事業の実施(R7以降) デジタル補聴援助システムに係る助成(R7以降) 等

4 見直し及び転換の内容

(2) 廃止・縮小をする施策

障害者施策における市単独事業の事業費の9割を占める市重度障害者等福祉手当、重度障害者医療費助成及び障害児者介護給付費等の3事業を重点的に検討

ア 市重度障害者等福祉手当

<p>(ア) 概要</p> <p>次の障害程度に該当する者(施設入所者、特別障害者手当等が支給されている者を除く。)に対して手当を給付するもの</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;"> 重度 月額 5,000円 年間 60,000円 </td> <td> ・身体障害者手帳1級又は2級 ・知能指数35以下 ・身体障害者手帳3級で、かつ知能指数50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 中度 月額 3,000円 年間 36,000円 </td> <td> ・身体障害者手帳3級 ・知能指数40以下 ・身体障害者手帳4級で、かつ知能指数50以下 ・精神障害者保健福祉手帳3級 </td> </tr> </table> <p>(イ) 令和4年度実績</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">受給者数(人)</td> <td style="text-align: center;">決算額(千円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">23,766</td> <td style="text-align: center;">1,236,467</td> </tr> </table>	重度 月額 5,000円 年間 60,000円	・身体障害者手帳1級又は2級 ・知能指数35以下 ・身体障害者手帳3級で、かつ知能指数50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級	中度 月額 3,000円 年間 36,000円	・身体障害者手帳3級 ・知能指数40以下 ・身体障害者手帳4級で、かつ知能指数50以下 ・精神障害者保健福祉手帳3級	受給者数(人)	決算額(千円)	23,766	1,236,467	<p>(ウ) 近隣市の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市名</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜市</td> <td></td> <td>平成22年制度廃止</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>重複障害者のみ</td> <td>平成24年制度見直し</td> </tr> <tr> <td>町田市</td> <td>制度なし</td> <td>市制度なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定都市では、現在12市が手当の給付事業を実施</p> <p>(エ) 現状等</p> <p>a 昭和47年の制度開始以後、障害基礎年金、障害福祉サービスの拡充等障害者施策全体が大きく変化している。</p> <p>b 他の指定都市では既に廃止又は縮小がされ、本市の事業は対象範囲、事業費共に最も高い水準にある。</p> <p>c 障害者数の増加に伴って年々事業費が増えており、他の障害者施策の事業費を圧迫している。</p>	都市名	内容	備考	横浜市		平成22年制度廃止	川崎市	重複障害者のみ	平成24年制度見直し	町田市	制度なし	市制度なし
重度 月額 5,000円 年間 60,000円	・身体障害者手帳1級又は2級 ・知能指数35以下 ・身体障害者手帳3級で、かつ知能指数50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級																				
中度 月額 3,000円 年間 36,000円	・身体障害者手帳3級 ・知能指数40以下 ・身体障害者手帳4級で、かつ知能指数50以下 ・精神障害者保健福祉手帳3級																				
受給者数(人)	決算額(千円)																				
23,766	1,236,467																				
都市名	内容	備考																			
横浜市		平成22年制度廃止																			
川崎市	重複障害者のみ	平成24年制度見直し																			
町田市	制度なし	市制度なし																			

従来型の一律の個別給付施策として、事業を廃止し、福祉の基盤整備への転換を検討

意見を踏まえた検討	見直しの内容
<p>・生活保障としての役割の重要性を理由とした廃止反対意見</p> <p>・受給者への影響を懸念する意見</p> <p>令和4年度障害者計画等策定に係る基礎調査では、主に生活費(衣食住)に使用している受給者が最も多く(57.3%、n=637)、意見交換においても精神障害関係団体から生活のための重要な収入の一部であることを理由とした反対意見が多数寄せられている。</p> <p>しかしながら、本件手当は元々生活保障のための制度ではないこと、また、収入の確保のための支援として一律の現金給付により支援を継続していくことは持続可能性を確保していく上で困難と判断していることから、就労支援のほか、福祉の基盤整備による様々な支援により、本件手当の従来の目的であった「福祉の増進」をより効果的に実施していくものとする。</p> <p>なお、対象者にとって長年収入の一部となってきた経緯や、意見等を踏まえ、廃止による影響を極力緩和する必要がある。</p>	<p>【段階的の制度廃止】</p> <p>現金の一律の給付という個別給付施策は、手法の転換を図っていく必要があるとして、制度を廃止する。なお、既存受給者への影響を極力緩和するため、段階的な廃止とし、影響を受ける者のサポート体制を整える。</p> <p>R6.3 条例改正 R6.10 新規受付廃止 R7.4 支給額半額 R8.10 支給廃止</p>

4 見直し及び転換の内容

(2) 廃止・縮小をする施策

イ 重度障害者医療費助成

<p>(ア) 概要</p> <p>次の障害程度に該当する者が医療機関を受診した際の保険診療による医療費の自己負担分を助成するもの(自己負担なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 及び 2 級 ・知能指数 35 以下 ・身体障害者手帳 3 級かつ知能指数 50 以下 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級及び 2 級 	<p>(ウ) 近隣市の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市名</th> <th>内容(本市との差異)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜市</td> <td>精神1級は通院のみ対象、精神2級は対象外</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>精神1級は通院のみ対象、精神2級は対象外</td> </tr> <tr> <td>町田市</td> <td>市制度なし(都制度により1割負担)</td> </tr> </tbody> </table> <p>全ての指定都市が実施</p>	都市名	内容(本市との差異)	横浜市	精神1級は通院のみ対象、精神2級は対象外	川崎市	精神1級は通院のみ対象、精神2級は対象外	町田市	市制度なし(都制度により1割負担)
都市名	内容(本市との差異)								
横浜市	精神1級は通院のみ対象、精神2級は対象外								
川崎市	精神1級は通院のみ対象、精神2級は対象外								
町田市	市制度なし(都制度により1割負担)								
<p>(イ) 令和4年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者数(人)</th> <th>決算額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,774</td> <td>2,520,904 (うち県補助) 345,267</td> </tr> </tbody> </table>	受給者数(人)	決算額(千円)	16,774	2,520,904 (うち県補助) 345,267	<p>(エ) 現状等</p> <p>a 昭和49年制度開始。障害者数の増加に伴って事業費が増加し続けており、障害者施策における市単独事業としては、最も高い事業費となっている。</p> <p>b 指定都市のうち、現在精神2級を無条件に対象としているのは本市のみ、所得制限、年齢制限等も導入していないことから、最も支給範囲が広い。</p> <p>c 県制度対象者に係る経費については、市にその1/3の補助金が交付される。</p> <p>d 県制度において、現在、制度見直しの検討(精神1級(入院)及び精神2級の対象化を含む。)の動きがあるが実施時期や是非は未定である。</p>				
受給者数(人)	決算額(千円)								
16,774	2,520,904 (うち県補助) 345,267								

持続可能性を確保するための事業の縮小案として、年齢制限及び所得制限(県制度と同様)を検討

意見を踏まえた検討	縮小内容
<p>【年齢制限】(反対意見等なし)</p> <p>生まれながらに障害のある者等と比較して、65歳以上で加齢等によって障害者手帳を取得した者は生活基盤の形成状況に差があるとして、一定の制限を行う。なお、既存受給者は、影響を考慮して引き続き対象とする。</p> <p>【所得制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存受給者への影響を理由とした所得制限への反対意見 ・所得制限の既存受給者への影響を懸念する意見 <p>所得制限超過者は本人に一定の所得があること、国の高額療養制度等により、医療費が高額となる者についても本人負担を抑える制度があることから一定の制限を行う。なお、意見等を踏まえ、既存受給者への影響を極力緩和する必要がある。</p>	<p>【年齢制限及び所得制限の導入】</p> <p>障害者の健康の保持のための重要な役割を担う制度であるが、制度そのものの持続可能性も図っていく必要があるとして、年齢制限及び所得制限を実施する。なお、所得制限による既存受給者への影響を極力緩和するため、十分な周知期間及び手続の説明等に関するサポート体制を整える。</p> <p>R6.3 条例改正 R6.10 年齢制限開始 R8.10 所得制限開始</p>

年齢制限：65歳以上で初めて障害者となった者(重度障害者医療費助成の障害要件に該当した者)を対象外とするもの。ただし、令和6年10月1日前に65歳以上で障害者となった者(既存の受給者等)は引き続き対象とする。

所得制限：本人所得が所得基準(特別障害者手当の所得基準を準用)を超える場合は対象外とするもの。扶養親族が0人の場合、所得基準は3,604,000円であるが、これは地方税法の都道府県民税についての非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額を差し引いた額である。給与所得者を例として給与所得控除額を加えた参考額は、5,180,000円となる。

4 見直し及び転換の内容

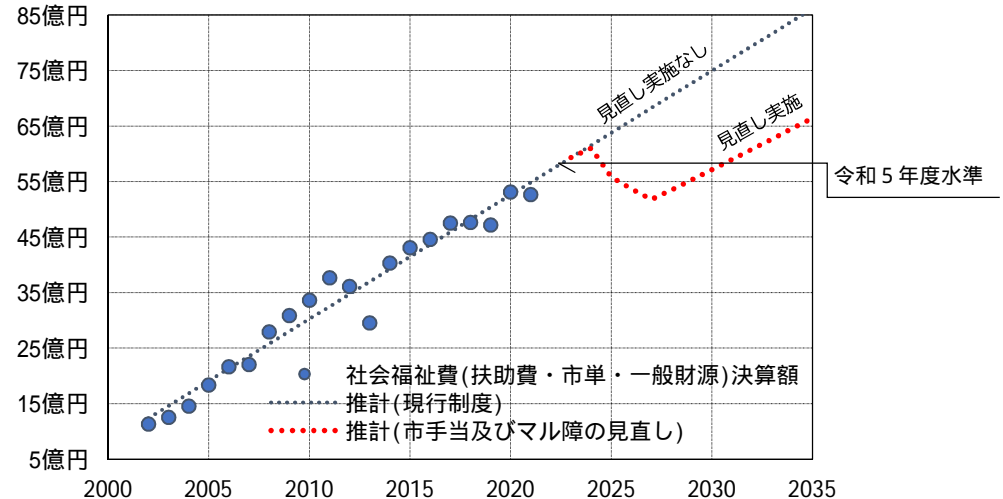
(2) 廃止・縮小をする施策 ウ 障害児者介護給付費等

ア及びイに記載の廃止縮小を行なった場合においても現状の増加率が続くと
およそ10年以内に市単独事業の扶助費は、令和5年度の水準まで増加することが見込まれる。

今回の障害者施策の見直し及び転換においては、個別給付施策から福祉の基盤整備への転換を図るものであるが、

障害児者介護給付費等についても、今後、障害者施策の持続可能性を確保していく上で、見直しが必要とし、次のとおりとする。

市重度障害者等福祉手当及び重度障害者医療費助成の見直しを行った場合における障害者施策の市単独事業(扶助費・一般財源)の決算額推計



障害者施策の見直し及び転換における新規拡充事業に係る経費は含めていない。なお、新規拡充事業に係る経費のうち、約15%が扶助費となることを想定している。

障害児者介護給付費等に係る経費は、市が独自に国の報酬に加算等をして障害福祉サービス事業所等に支出している **市単独加算等に係る経費**と、国が費用負担する基準を超えて支給決定した障害福祉サービスに係る **国庫負担基準を超過した経費**に区分され、それぞれ次のとおりとする。

【市単独加算に係る経費】

国の報酬体系に上乗せで実施されているものであるため、3年に一度の国の報酬改定の時期等に合わせ、引き続き見直しを行っていく。

【国庫負担基準を超過した経費】

国制度によるところが大きいいため、国庫負担の制度改正に向けた国への要望等を行なっていくとともに、抑制方法について検討する。

4 見直し及び転換の内容

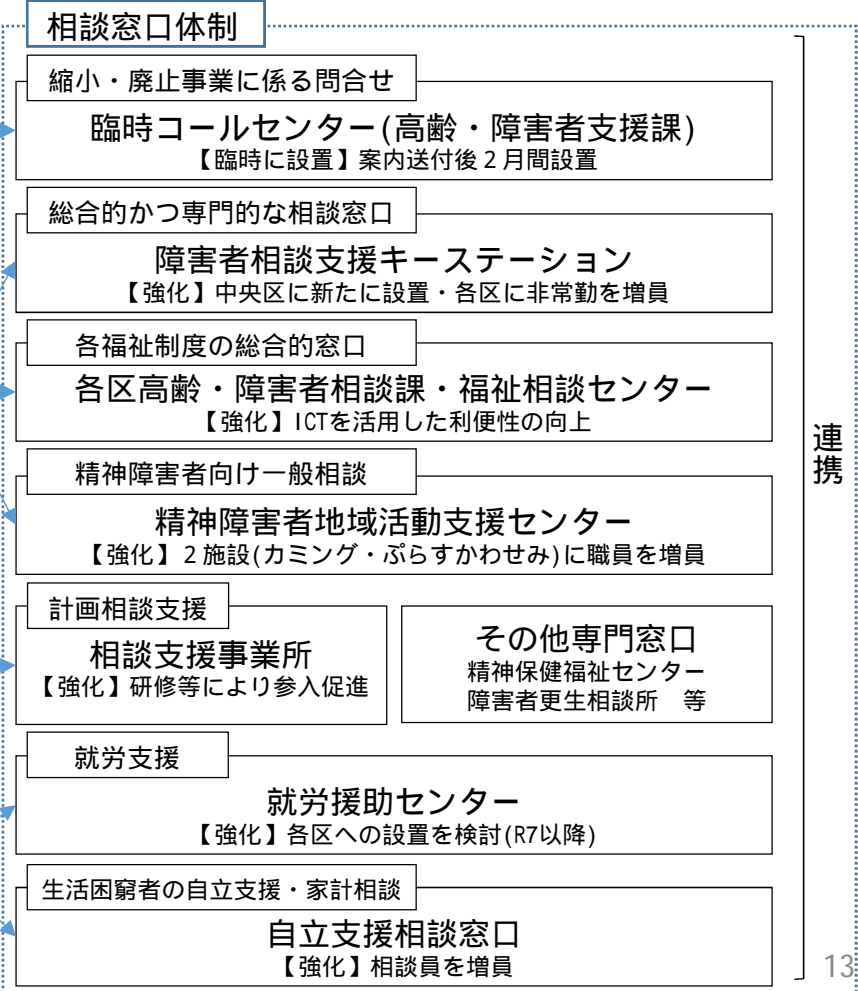
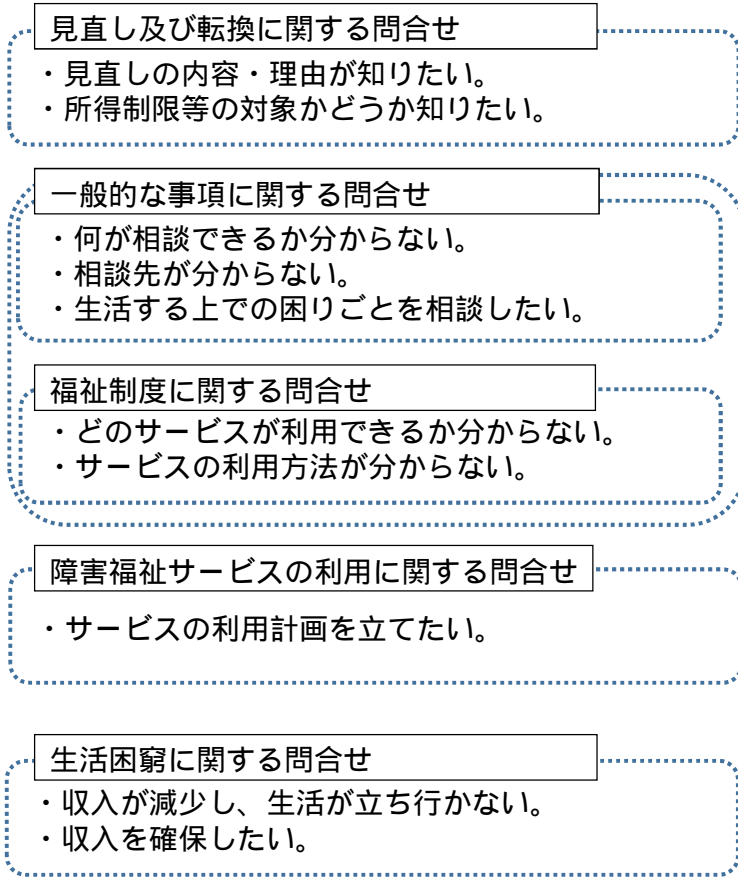
(3) 見直し及び転換におけるサポート体制

- ・見直し及び転換の影響は大きく、その影響を受ける者のサポート体制を強化する必要がある。
- ・アンケート(令和4年度障害者計画等策定に係る基礎調査)結果から、福祉サービスについて「どこで情報を得るかわからない」方が43.9%(N=1777)で最も多く、現在、支援に繋がっていない者もいることが見込まれる。

廃止・縮小事業の対象者に対する案内と併せてケース別相談窓口を周知。また、それぞれの相談窓口を強化

事業の廃止・縮小の周知だけでなく、これまで支援に繋がってこなかった者も支援に繋ぐ体制を構築
障害者施策の見直し及び転換の影響によって受給者を取り残すことがない体制を徹底する。

市重度障害者等福祉手当受給者：約24,000人
 重度障害者医療費助成受給者：約16,000人
 (影響を受ける者は所得制限の対象となる約2%)



連携

4 見直し及び転換の内容

(4) 予算影響額

障害者施策の見直し及び転換による影響額

(単位 千円)

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	全体経費	うち一財	全体経費	うち一財	全体経費	うち一財	全体経費	一財
必要経費	1,502,299	298,249	896,274	636,105	1,138,944	905,655	1,377,181	905,863
新規拡充事業に係る経費	1,424,299	220,249	886,274	626,105	1,118,944	885,655	1,377,181	905,863
事業の縮小に必要な経費	78,000	78,000	10,000	10,000	20,000	20,000	0	0
縮小事業による影響額	-54,000	-54,000	-812,000	-812,000	-1,266,000	-1,266,000	-1,708,000	-1,708,000
合計	1,448,299	244,249	84,274	-175,895	-127,056	-360,345	-330,819	-802,137

このうち、次の事業については既に意思決定済

- ・中央障害者相談支援キーステーションの設置
- ・福祉分野就労等支援コーディネーターの配置の配置
- ・医療的ケア児等コーディネーターの中央区への設置
- ・若年性認知症に係る相談支援体制の整備等の認知症施策の充実

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	全体経費	うち一財	全体経費	うち一財	全体経費	うち一財	全体経費	うち一財
合計(千円)	127,286	64,860	127,286	64,860	127,286	64,860	127,286	64,860

個別給付施策から福祉の基盤整備への施策の転換として、令和8年度の時点で約14億円の予算規模となることが想定される事業の廃止等を行い、令和9年度時点で約14億円の新規拡充事業を実施することを検討

なお、特定財源の確保等により、令和9年度時点で約8億円の一般財源の縮減を見込む。

市重度障害者等福祉手当を現行どおり継続した場合の令和8年度予算想定額(扶助費) 1,413,316千円

同程度の予算規模となる新規拡充事業を実施

5 スケジュール

令和5年12月	民生部会説明
令和6年2月	市議会3月定例会議に廃止及び改正条例案を提案
3月	廃止及び改正条例の公布
4月	新規拡充事業(令和6年度分)の開始
6月以降	廃止及び縮小事業の対象者に個別案内 (コールセンターの設置等のサポート体制の開始)
令和6年10月	市重度障害者等福祉手当の新規受付廃止 重度障害者医療費助成の年齢制限の開始
令和7年4月	新規拡充事業(令和7年度分)の開始 市重度障害者等福祉手当の支給額半額の開始(要システム改修)
令和8年4月	新規拡充事業(令和8年度分)の開始
令和8年10月	廃止及び縮小事業の対象者に個別案内 市重度障害者等福祉手当の廃止 重度障害者医療費助成の所得制限の開始(要システム改修)

別紙 1 市重度障害者等福祉手当の廃止案に対する主な反対意見

1 収入が減少することに関するもの

- (1) 障害者にとって手当は生命線の一つであり、廃止は死活問題である。
- (2) 物価高騰等が続く中、廃止には反対である。
- (3) 自転車や家電の買換え、冠婚葬祭などに使用していたがそういった出費に対応できなくなる。
- (4) 手当が廃止された場合、食費を削り、趣味や交際を控えることとなり、社会参加の機会を奪われる。
- (5) 手当による生活の安定が、精神の安定につながっている。
- (6) 精神障害者は安定して働くことができず、その分を手当で補填しており、なくなると非常に困る。
- (7) 就労支援 B 型作業所等で働いたとしても収入が低く、手当による収入がないと非常に困る。

2 市の政策に関するもの

- (1) 障害者の生活を分かっていないのではないか。
- (2) 現在生活が苦しい者には個別給付施策が必要ではないか。
- (3) 福祉の水準が低い他市のレベルに合わせるのではなく、相模原市がモデルとなるべきである。
- (4) 市は少子化対策に力を入れていると聞いたが、手当を廃止し、少子化対策に力を入れるのは優性思想に基づくのではないか。
- (5) 駅前の開発や、キャッシュバックキャンペーンなどを行わず、障害者施策に回すべきである。
- (6) SDGS が目指す誰一人取り残さない社会に反するのではないか。
- (7) 廃止する前に障害者の自立や経済的に安定した生活を整えることが先である。
- (8) 中長期的には必要なことかもしれないが、今現に生活が困っている人にとっては説得力がない。
- (9) 手当の削減ではなく、職員給与の削減等の歳出削減策に取り組むべきである。

別紙2 新規拡充事業案及び新規拡充事業例一覧(令和7年度以降の実施を予定しているものは検討段階の新規拡充事業例であり、必要経費は現時点での試算値である。)

番号	実施時期	区分	庁議	大項目	中分類	小分類	実施年度	事業	事業説明	対象	経費区分	必要経費(常勤)(人/年)	必要経費(非常勤)(人/年)	担当課	令和5年度		令和6年度		R6増加分(対R5)		R7試算値		R7増加分(対R5)		R8試算値		R8増加分(対R5)		R9試算値		R9増加分(対R5)			
															必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)
1	R8以降	新規		福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	01相談支援窓口の拡充			(仮称)障害者支援センターの設置等に向けた検討	○	○	○	○	○	経	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000		
2	R6	新規	庁議済(20221114決定会議)	福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	01相談支援窓口の拡充			中央障害者相談支援キーステーションの設置	○	○	○	○	○	経	0.10	-	63,448	15,862	101,386	53,800	37,938	37,938	101,386	53,800	37,938	37,938	101,386	53,800	37,938	37,938			
3	R6	拡充		福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	01相談支援窓口の拡充			障害者施策の見直し及び転換により影響を受ける者のサポート体制の強化	○					経	-	-	22,000	22,000	22,000	22,000	50,000	50,000	50,000	50,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000		
4	R7以降	新規		福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	01相談支援窓口の拡充			リハビリテーションに係る相談窓口の設置に向けた検討						経	-	-	0	0	0	0	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000		
5	R7以降	拡充		福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	01相談支援窓口の拡充			就労援助センターの各区分への設置	○	○				経	0.10	-	0	0	0	0	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000		
6	R6	新規		福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	01相談支援窓口の拡充			窓口職員の増員、ICT等の活用による相談支援機能・体制の拡充			○			経	0.50	4.00	10,706	10,706	10,706	10,706	32,736	32,736	32,736	32,736	32,736	32,736	32,736	32,736	32,736	32,736	32,736		
7	R6	新規	別庁議(20230802決定会議)	福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	01相談支援窓口の拡充			福祉分野就労等支援コーディネーターの配置						経	0.10	-	12,000	2,310	12,000	2,310	12,000	2,310	12,000	2,310	12,000	2,310	12,000	2,310	12,000	2,310	12,000	2,310	
8	R6	拡充		福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	01相談支援窓口の拡充			ひきこもりに係る地域での相談支援体制の充実						経	1.00	3.00	13,351	6,695	21,018	10,526	7,667	3,831	21,600	10,815	8,249	4,120	21,600	10,815	8,249	4,120	21,600	10,815	8,249
9	R6	拡充		福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	01相談支援窓口の拡充			手話通訳者等派遣コーディネーターの拡充						経	0.01	1.00	1,837	1,837	3,054	3,054	1,217	1,217	3,054	3,054	1,217	1,217	3,054	3,054	1,217	1,217	3,054	3,054	
10	R6	新規		福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	01相談支援窓口の拡充			視覚障害者情報センターにおけるピア相談の実施	○					経	0.20	1.00	551	272	551	272	966	685	966	685	966	685	966	685	966	685	966	685	
11	R7以降	拡充		福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	01相談支援窓口の拡充			精神科長期入院者の地域移行、地域定着の実現に向けた相談支援体制の強化や普及啓発等による地域づくりを行うため、関係機関との連携に係る職員の増員及び入院者訪問支援事業の導入を検討するもの	○					経	0.50	2.00	0	0	0	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
12	R7以降	新規		福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	01相談支援窓口の拡充			聴覚障害者向けサロンの実施						経	0.10	-	0	0	0	0	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500		
13	R6	新規		福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	01相談支援窓口の拡充			意思決定支援に向けた取組	○	○	○			経	-	0.01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14	R6	拡充		福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	02アウトリーチの強化			包括的相談支援体制における自立支援相談窓口の強化	○	○	○	○		経	-	3.00	27,559	7,631	27,559	7,631	27,559	7,631	27,559	7,631	27,559	7,631	27,559	7,631	27,559	7,631	27,559	7,631	
15	R5	新規	庁議済(20221114決定会議)	福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	02アウトリーチの強化			相談支援包括化推進員等の多機関連携によるアウトリーチ機能の強化						経	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
16	R6	新規		福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	03情報アクセシビリティの強化			ICTを活用した申請手続等の利便性向上	○	○	○	○		経	0.10	-	11,500	11,500	11,500	11,500	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		
17	R6	新規		福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	03情報アクセシビリティの強化			遠隔手話通訳サービスの本格実施						経	0.01	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
18	R5	拡充	(参考)令和5年度から実施	福祉の基礎の整備	相談支援の基礎	03情報アクセシビリティの強化			視覚障害者情報センターの機能充実	○					経	-	-	200	100	200	100	0	0	200	100	0	0	200	100	0	0	200	100	
19	R7以降	新規		福祉の基礎の整備	福祉サービス	04障害福祉サービスの質等の向上			自立訓練(機能訓練)事業所開設のための支援措置	○	○				経	0.20	-	0	0	0	0	61,200	4,080	61,200	4,080	61,200	4,080	61,200	4,080	61,200	4,080	61,200	4,080	

実施 時期	区分	庁議	大項目	中分類	小分類	事業等 課 団 体	事業	事業説明	対象		経費 区分	必要職員数 (人/年)	必要職員数 (人/年)	担当課	令和5年度		令和6年度		R6増額分(対R5)		R7試算値		R7増額分(対R5)		R8試算値		R8増額分(対R5)		R9試算値		R9増額分(対R5)									
									身体的	精神的					必要経費 (千円)	一般財源 (千円)	必要経費 (千円)	一般財源 (千円)	必要経費 (千円)	一般財源 (千円)	必要経費 (千円)	一般財源 (千円)	必要経費 (千円)	一般財源 (千円)	必要経費 (千円)	一般財源 (千円)	必要経費 (千円)	一般財源 (千円)	必要経費 (千円)	一般財源 (千円)	必要経費 (千円)	一般財源 (千円)	必要経費 (千円)	一般財源 (千円)	必要経費 (千円)	一般財源 (千円)	必要経費 (千円)	一般財源 (千円)	必要経費 (千円)	一般財源 (千円)
									〇	〇																														
20	R7以降	新規	福祉の基礎の整備	福祉サービス	04障害福祉サービスの向上	34	障害福祉サービス事業	重度障害者等の就労支援策を充実させるため、通勤や就労時において企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても更なる支援を必要とする場合や、自営業者等として働く場合に行なう支援サービス等の支援を行うことを検討するもの	〇	〇	〇	〇	〇	経	0.05	-	0	0	0	0	0	50,000	12,500	50,000	12,500	50,000	12,500	50,000	12,500	50,000	12,500	50,000	12,500							
21	R6	拡充	福祉の基礎の整備	福祉サービス	04障害福祉サービスの向上	74	障害福祉サービス事業	夕方以降の利用サービスに係る地域生活支援事業の整理及び見直し	〇	〇	〇	〇	〇	経	0.05	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
22	R6	新規	福祉の基礎の整備	福祉サービス	04障害福祉サービスの向上		障害福祉サービス事業	市内の相談支援事業所の参入促進及び充実のため、安定的な事業運営を行うためのノウハウや相談支援事業の在り方について、研修を実施するもの	〇	〇	〇	〇	〇	経	0.10	-	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500							
23	R6	拡充	福祉の基礎の整備	福祉サービス	04障害福祉サービスの向上	5	障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業所の質の確保のための指導、監査体制の強化	〇	〇	〇	〇	〇	経	-	-	2,647	2,647	9,747	9,747	7,100	7,100	9,747	9,747	7,100	7,100	9,747	9,747	7,100	7,100	9,747	9,747	7,100	7,100						
24	R6	拡充	福祉の基礎の整備	福祉サービス	04障害福祉サービスの向上	69	障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業所の質の向上のための研修等の取組	〇	〇	〇	〇	〇	経	-	-	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000						
25	R6	新規	福祉の基礎の整備	福祉サービス	04障害福祉サービスの向上		障害福祉サービス事業	障害福祉サービスの支給決定時の資料の整理(内部事務の整理)						経	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
26	R6	拡充	福祉の基礎の整備	福祉サービス	05福祉人材の確保		障害福祉サービス事業	土日休日における措置診察を行う指定医の確保拡大						経	-	-	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840							
27	R6	新規	福祉の基礎の整備	福祉サービス	05福祉人材の確保	69	障害福祉サービス事業	障害福祉サービス等職員のキャリアアップのための補助	〇	〇	〇	〇	〇	経	0.20	-	3,000	3,000	3,000	3,000	3,300	3,300	3,300	3,300	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600							
28	R7以降	新規	福祉の基礎の整備	福祉サービス	05福祉人材の確保	68	障害福祉サービス事業	福祉有償運送事業の担い手確保のため、事業を行う団体に運営費の補助することを検討するもの。運営費の補助については、広く利用者の受入れを行う団体に限定する。	〇	〇	〇	〇	〇	経	0.05	-	0	0	0	0	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400						
29	R6	拡充	福祉の基礎の整備	福祉サービス	05福祉人材の確保		障害福祉サービス事業	手話通訳者の担い手確保のため、障害者支援センターにおいて行っている手話講座のカリキュラムを充実させるもの中級(応用編)を本格実施	〇	〇	〇	〇	〇	経	0.01	-	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600						
30	R6	拡充	福祉の基礎の整備	福祉サービス	05福祉人材の確保	25	障害福祉サービス事業	市民後見人に対する活動費の増額	〇	〇	〇	〇	〇	経	-	-	11,715	0	12,631	0	916	0	12,751	0	1,036	0	12,871	0	1,156	0	12,991	0	1,276	0						
31	R6	新規	福祉の基礎の整備	福祉サービス	06施設の整備	20	障害福祉サービス事業	障害者支援施設等の環境改善及び従事者の処遇改善のため、築30年が経過した施設の建替え又は大規模修繕工事を実施する場合の工事費等の一部を補助することを検討するものです。	〇	〇	〇	〇	〇	経	0.30	-	1,248,174	83,258	1,248,174	83,258	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	235,617	15,708	235,617	15,708						
32	R7以降	新規	福祉の基礎の整備	福祉サービス	06施設の整備		障害福祉サービス事業	特別養護老人ホームの老朽化対策に係る改修費の補助	〇	〇	〇	〇	〇	経	-	-	0	0	0	0	157,500	31,500	157,500	31,500	123,750	24,750	123,750	24,750	146,250	29,250	146,250	29,250								
33	R7以降	拡充	福祉の基礎の整備	福祉サービス	06施設の整備	88	障害福祉サービス事業	けやき体育館体育室における冷暖房機器の整備	〇	〇	〇	〇	〇	単	0.10	-	0	0	0	0	56,000	56,000	56,000	56,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
34	R7以降	新規	福祉の基礎の整備	福祉サービス	06施設の整備	40	障害福祉サービス事業	相模原療育園、ワゲン療育病院長竹の医療型短期入所施設の拡充(医療的ケア等に係る医療型短期入所施設の整備)	〇	〇	〇	〇	〇	経	0.10	-	0	0	0	0	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360						
35	R6	新規	福祉の基礎の整備	地域生活の基盤	07理解促進・差別解消	19	障害福祉サービス事業	共生社会推進サポーター認定事業	〇	〇	〇	〇	〇	経	0.20	-	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500						
36	R5	拡充	(参考)令和5年度から実施	福祉の基礎の整備	地域生活の基盤	07理解促進・差別解消	障害福祉サービス事業	ヘルプマーク及びヘルプカードの普及促進	〇	〇	〇	〇	〇	経	-	-	300	75	300	75	0	0	300	75	0	0	300	75	0	0	300	75	0	0						
37	R6	新規	福祉の基礎の整備	地域生活の基盤	07理解促進・差別解消		障害福祉サービス事業	ユニバーサルデザインの促進に関する取組	〇	〇	〇	〇	〇	経	0.10	-	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000						
38	R6	新規	福祉の基礎の整備	地域生活の基盤	07理解促進・差別解消		障害福祉サービス事業	(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に基づく取組	〇	〇	〇	〇	〇	経	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						

番号	実施時期	区分	庁議	大項目	中分類	小分類	事業等	事業	事業説明	対象			経費区分	必要職員数(人/年)	必要職員数(人/年)	担当課	令和5年度		令和6年度		R6増額分(対R5)		R7試算値		R7増額分(対R5)		R8試算値		R8増額分(対R5)		R9試算値		R9増額分(対R5)									
										身体的	知的	精神的					必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)
39	R7以降	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援	34		相談支援体制の充実と併せた居場所づくり支援の実施	居場所づくり支援として、令和5年度から地域生活支援事業の地域活動支援センター機能強化事業のメニューに追加される「地域活動支援センター型(フリースペースの設置や居場所における相談支援等を実施)」を整備することを検討するもの(相談支援体制の充実を図るため、同センターの事業実施要件として、計画相談支援を実施するものとする。)	○	○	○	○	経	0.20	-			0	0	0	0	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000						
40	R7以降	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援			共同受注窓口の設置及び優先調達の利用促進	障害者の工賃の向上、就労の促進のため、様々な発注ニーズに対応することができる「共同受注窓口」を設置することを検討するもの	○	○	○	○	経	0.10	-			0	0	0	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000						
41	R7以降	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援			地域生活支援拠点等及びその他の施設における緊急時受入用のベッドの確保(虐待防止シェルターの確保を含む。)	・地域生活支援拠点等の機能である「緊急時の受入・対応」機能を担う短期入所等の空きがない場合に備え、本市においてベッドを1床確保することで、地域における生活の安心の向上を図ることを検討するもの ・04、施設事業者等との間で、虐待保護支援協定の締結等を行うことで、緊急時の受入れに係る仕組みや情報ネットワーク及びルール作りを行うことを検討するもの	○	○	○	○	経	0.30	-			0	0	0	0	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800			
42	R6	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援			障害者の短時間雇用創出事業	週20時間未満で働く障害者の求人企業側に働きかけるとともに、求職者とのマッチングや定着に向けたサポートを行うことで、障害者雇用の拡大を図るもの	○	○	○	○	経	0.10	-			5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951					
43	R6	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援	33		救急搬送時の手話通訳者派遣	救急搬送により緊急に手話通訳が必要となった場合の支援体制を整えるため、閉庁時の手話通訳者派遣体制を整備するもの(委託により実施)	○	○	○	○	経	0.05	-			1,980	495	1,980	495	1,980	495	1,980	495	1,980	495	1,980	495	1,980	495	1,980	495	1,980	495					
44	R7以降	拡充		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援	34		地域生活支援拠点等の連携強化	地域で安心して生活を送るための取組として、地域生活支援拠点の機能を担う受入事業所との調整により体制づくりを行うことを検討するもの	○	○	○	○	経	0.00	-			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
45	R6	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援	32		けやき体育館における障害者の身体機能・生活能力の維持・向上に関する事業の実施	障害者のリハビリテーションの促進するため、けやき体育館において障害者の身体機能・生活能力の維持・向上に関する事業を実施するもの。さらに、事業の実施を通して、市内における障害者のリハビリに関するニーズの把握を行う。	○	○	○	○	経	0.10	-			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
46	R5	新規	(参考)令和5年度から実施	福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援			マイ・タイムラインわかりやすい版の作成・配布	災害対策として、障害者向けの「マイ・タイムラインわかりやすい版」の作成・配布を行うもの	○	○	○	○	経	-	-			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
47	R5	拡充	(参考)令和5年度から実施	福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援			ミライロIDの活用促進	市の機関において、障害者手帳の提示が必要な手続きについて、ミライロIDの提示でも可受し、障害者の利便性の向上を図るもの	○	○	○	○	経	-	-			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
48	R6	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援			人工呼吸器等を利用する医療的ケア児者の非常用電源に係る補助	人工呼吸器等を利用する医療的ケア児者の支援のため、災害時等の非常用電源の購入費を補助するもの	○	○	○	○	経	0.10	-			6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000					
49	R7以降	拡充		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援	77		重症心身障害児者に対する福祉タクシー利用券の追加支給	福祉タクシー利用料助成により在宅の重度障害者等に交付している福祉タクシー利用券(36,000円分/年)について、重症心身障害児者に対して追加で支給するもの(合計60,000円分/年を支給)	○	○	○	○	経	0.10	-			0	0	0	0	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672					
50	R6	拡充	庁議済(20221114決定会議)	福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援			医療的ケア児者等コーディネーターの中央区への設置	医療的ケア児者への支援体制を強化するため、中央区への障害者相談支援キーステーションの設置と併せて、支援を総合調整する医療的ケア児者コーディネーターを中央区に設置するもの	○	○	○	○	経	0.10	-			4,300	2,150	7,900	5,750	3,600	3,600	7,900	5,750	3,600	3,600	7,900	5,750	3,600	3,600	7,900	5,750	3,600	3,600					
51	R6	新規	別庁議(20230802決定会議)	福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援			若年性認知症に係る相談支援体制の整備等の認知症施策の充実	若年性認知症に関する相談窓口を明確化し、包括的支援体制を整備するため、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター、関係課等の関係機関での協働及び連携をするもの	○	○	○	○	経	-	-			6,000	3,000	6,000	3,000	6,000	3,000	6,000	3,000	6,000	3,000	6,000	3,000	6,000	3,000	6,000	3,000	6,000	3,000					
52	継続検討	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援			精神障害者に対する路線バス運賃割引実現に向けた検討	精神障害者の市内路線バス運賃の割引実現に向けた取組を検討するもの。バス事業者等の協力が前提となる。	○	○	○	○	経	0.10	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
53	R7以降	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援	22		通学を対象とした移動支援事業の実施	障害児の通学の支援のため、保護者が就労している場合等に利用可能な移動支援事業の実施を検討するもの。追加のサービスであるため無償で無制限な利用等ができないような制度を検討	○	○	○	○	経	0.05	-			0	0	0	0	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000					
54	R7以降	拡充		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援			軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業におけるデジタル補聴援助システム(ロジャー、エデュマイク等)の購入費を助成することを検討するもの	障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児への支援のため、聴覚障害児のデジタル補聴援助システム(ロジャー、エデュマイク等)の購入費を助成することを検討するもの	○	○	○	○	経	0.01	-			0	0	0	0	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770					
55	R5	拡充	(参考)令和5年度から実施	福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援	76		日常生活用具給付事業の対象品目の見直し	社会や技術の変化に対応した制度運用をするため、日常生活用具給付事業の対象品目の見直しを行い、視覚障害者用ウェアラブル読書器その他の要望等のある品目を追加するもの	○	○	○	○	経	-	-			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

1 障害者施策の見直し及び転換について

【健康福祉局】

(1) 主な意見等

(市長)他の指定都市との比較で、本市の人口一人当たりの額が平均の2倍になっており、指定都市の平均の水準にするには約30億円、比較的高い水準にある横浜市、川崎市の水準にするにも約14億円の減額が必要な計算とあるが、以前からこうした比較、検討はしてきたのか。

(健康福祉局長)グラフ化し、ここまで分析したのは初めてである。

(市長)障害者施策の見直しについては、これまでも絶え間なく取り組んできたとあるが、市単独事業の見直しについては、根本的な検討を避けてきたように感じている。他市が定期的に、適切に制度の廃止や見直しを行ってきているにも関わらず、本市では従前のまま残っている制度としては、どのようなものがあるのか。

(健康福祉局長)今回示している三つの事業が主なものであり、全体の事業費の9割を占めている。その他には、タクシー利用料助成や燃料費助成が構成比としては大きい。移動支援については、現状、ニーズが高く、市営の交通機関がないなど、政策として弱い部分があることから、今回は見直しの対象としていないが、対象範囲の適正化など引き続き検討していく。

(市長)他市でもタクシー利用料助成は実施しているのか。

(地域包括ケア推進課長)タクシー利用料助成については、全指定都市で実施している。燃料費助成は、約半数の自治体が実施している。

(健康福祉局長)精神保健福祉2級の手帳取得者までを対象としており、精神障害者に対しては、手厚い状況である。

(市長)2級の手帳取得者を対象から除いた場合、どれくらいの削減となるのか。

(精神保健福祉課長)精神保健福祉2級の手帳取得者数は、令和5年3月末で6,677人である。

(市長)2級の手帳取得者を対象外とすることについて、今後検討する予定はあるのか。

(健康福祉局長)強い要望があるところであり、すぐには難しいと考えている。

(市長)2級の手帳取得者を対象にしているのは、指定都市としては本市だけなのか。

(地域包括ケア推進課長)タクシー利用料助成については、本市を含めて6市が対象としている。

(市長)横浜市、川崎市はどうか。

(地域包括ケア推進課主査)対象としていない。

(市長)制度を見直す際は、対象者や業者からの意見や要望をどう反映するかの視点が大切であるが、制度を縮小することへの意見の対応について、どのように考えているか。

(健康福祉局長)一番大きなものは、受給者への影響を懸念するものであったことから、影響を極力緩和するために、当初、2年後に廃止すると提示していたが、2年半後に廃止時期を延期するといった形で対応している。また、相談窓口の強化を一つの目玉とし、きめ細かいサポート体制により、現状支援に繋がっていない人についても、しっかりと対応できる体制を整備したいと考えている。

(市長)その新たな取組とは何か。

(健康福祉局長)障害者相談支援キーステーションの中央区への設置などである。

(市長)緑区や南区には、既に設置されているが、利用者数はどれくらいなのか。

(高齢・障害者福祉課担当課長)年間約6,000件程度の相談がある。

(市長)障害者施策の見直しについて、これまでも絶え間なく取り組んできたとあるが、絶え間なくという表現は強すぎると感じているため、検討して欲しい。

(健康福祉局長)検討させていただく。

(市長)見直し及び転換の内容について、拡充、廃止と多岐にわたるが、影響を受ける主な対象者とその影響度合いについて、プラスの面とマイナスの面それぞれについてどのようなものがあるのか。

(健康福祉局長)廃止縮小する事業については、主に重度及び中度の区分の障害者が対象であり、市重度障害者等福祉手当の受給者数は約2万4,000人である。この中には、重度障害者医療費助成の対象者も含まれている。これを廃止すると、かなりの影響が生じるが、福祉の基盤整備については、相談支援体制や福祉サービスの基盤を整備するため、約4万3,000人の全障害者にとってプラスの効果があり、その家族、支援者にとっても、より相談しやすい環境が整備されるものと考えている。重度障害者は6万円、中度障害者は3万6,000円の収入減になるが、相談支援を強化することにより他の施策につなげたり、就労支援に力を入れることにより収入の確保を支援していく。

(市長)12月議会の民生部会に説明とあるが、廃止や縮小に対して議会から様々な意見が出ると思われる。各会派に十分に理解いただけるよう説明することが大事であるが、どのような対応を考えているか。

(健康福祉局長)個別給付から福祉基盤の整備へ転換するが、事業費に関しては廃止する事業と拡充がほぼ同額になっており、一方で、一般財源が8億円削減され、今後の持続可能性を維持する上で必要な施策だということをしっかりと説明していく。

(市長)意見については、本人又は家族のどちらからいただくことが多いのか。

(健康福祉局長)いずれも多く、そういった中では、家族への支援についても念頭に対応している。

(市長)単身の要介護者が、ごみ出しできないという話を伺っており、そういった人たちを取り残さないように、まず出向き、話を聞きに行くといった、寄り添った対応をしてあげたいと考えている。

(健康福祉局長)障害者に関して言えば、アウトリーチという言葉をよく使うが、まさに出向く姿勢がこれから求められていると感じている。

(教育長)所得制限における世帯の考え方について、実態として密接な支援がある家族関係である場合でも、世帯を分離している場合には別世帯として取り扱うのか。

(健康福祉局長)そのとおりである。

(教育長)その考え方に対する意見はあったか。

(健康福祉局長)今のところはない。

(石井副市長)今回の取組により、ようやく適正な範囲に入り込もうとしているという印象である。今回の取組により、どのレベルの水準となるのか

(健康福祉局長)横浜市、川崎市と同程度の水準である。

(石井副市長)横浜市、川崎市と同程度であるが、全国的に見るとまだ高水準にあるという理解で良いか。

(健康福祉局長)そのとおりである。

(市長)他の指定都市との比較を示し、人口一人当たりの額が指定都市平均の2倍であり、平均水準とするには30億円の減額をしなければならない状況があり、まずは、横浜市、川崎市の水準となる半分の14億円の減額をするという説明をしっかりとすることにより、理解をいただきやすいと考える。

(奈良副市長)やまゆり事件が起き、また、人権条例の制定が進んでいる本市において、障害者への手当の見直しを行うタイミングとして適切なのかという懸念がある。共生社会の実現を目指す本市として、言行相反のようにも見える。説明の仕方によっては、混乱を招く危険性もあると思われ、市が、一体、何を進めようとしているのかがぼやけてしまう可能性がある。

(健康福祉局長)共生社会の実現に向けた啓発といった新規事業を予定していること、事業規模は変わらず、恩恵を受ける方が増えるということをしっかりと説明していく。

(市長)奈良副市長の視点も重要である一方で、財源の問題もあり、時代に合った施策を誰一人取り残さないという視点で、実施していくことを市民にしっかりと訴えていく必

要がある。第2期行財政構造改革プランにおいて、扶助費の見直しは大きな目玉の一つであり、団体へ説明してきたところだが、団体に所属していない方々も相当数いるため、高齢者や障害者でも、読んで分かりやすい通知を作成するなど、フォローアップをしっかりと行って欲しい。

(2) 結果

原案を一部修正し、承認する。

以上